

て、わけめをこして、又わけめの左のかたのかみを又すくひて、さいしのさきのいでたるに、このむらごのいとのかたくを、わけめのうへよりひきこして、さいしのさきにからむなり。

〔禁秘御抄上〕御膳事

朝餉女房皆上髪、三位以上釵子許也、暑氣比、凡聽不上髪、

〔類聚雜要抄五節雜事〕一理髪具○中釵子

〔紫式部日記〕にしによりて、おほみやのるもの、れいのぢんのおしき、なにくれのだいなりけんかし、そなたの事はみず、御まかなひ宰相の君さぬきとりつぐ、女房もさいしもとゆひなどしたり、

〔吉記〕壽永元年七月廿三日辛卯、藏人少輔問立后事○中

金釵子○中如注文者被用永久御物歟、在何所哉、答云、如注文者、年預所課之中也、然而被用永久御物歟、其在所不覺悟、但不違之注文載其旨者勿論、御膳女房裝束之内、裙襫比禮、釵子等誰人所課、件裝束等自院御方内々有沙汰、其中釵子、年預調進、但近代其數減歟、如例、八月十四日壬子、今日有冊命皇后親王、後白河皇后、内事○中此間皇后理御髪、○註御理髪具、簪、金釵子、中略已上永久御物也、至子承安被用之、中

尋出之、
今度被
中略

〔玉海〕元暦元年十一月十八日癸卯、此日踐祚鳥羽大嘗祭也、廿二日丁未、大將實子良經五節裝束已下饗祿等注文、丑日余藤原兼實○中沙汰○中略梅唐衣○中釵子中略○卯日基通○藤原萌黃唐衣○中釵子在花○中

五節雜事、依文長寬儀無定此注文、泰經注進之○中

一理髪具○中釵子四花○中

在緒

文治六年○建久五月三日丙辰、此日中宮后任鳥羽八社奉幣也○中先是中宮有御湯殿事○中後著御帳南面平敷御座○中略又雖不理御髮、差給陪膳御匣殿同差釵子、不_理著物具等、可然之中臘